

決した意見書は、国会及び関係行 のとおり可決しました。なお、可 政庁等へ提出しました。 2議案が提出され、いずれも原案 12月定例会では、 議員から次の

## ▼米軍による女性暴行事件等に関

去る10月16日、沖縄本島におい

と、米軍の綱紀粛正への取組み として後を絶たないことを考える 事件後も米軍による暴行事件が い憤りを禁じ得ない。また、この な事件が発生したことに対し激し わらず、今回、またもやこのよう 等の徹底を厳命してきたにもかか 件・事故が発生するたびに綱紀粛 これまで米軍人・軍属等による事 考えれば断じて許すことが出来な 対する暴行は、肉体的、精神的苦 縄県警に緊急逮捕された。女性に ように、悪質で凶悪な事件が依然 ような事件が続発している。この 次々と引き起こされるなど、この 正、再発防止及び関係者への教育 い卑劣な行為である。米軍当局は、 害者が無抵抗な女性であることを 大な不安を与えている。特に、被 犯罪であり、国民に強い衝撃と多 ての尊厳を蹂躙する極めて悪質な 痛を与えるだけでなく、人間とし が発生し、米海軍兵の男2人が沖 軍人に対しての教育のあり方 女性に集団暴行を行った事件

> れるよう強く求めるものである。 事件に対し厳重に抗議するととも 命・財産を守る立場から、今回の に疑問を抱かざるを得ない。よっ 完全な補償を行うこと。 に、下記の事項が速やかに実現さ て、本市議会は、国民の人権・生 1. 被害者及び家族への謝罪と

む米軍兵力の削減を推進すること する法律」の抜本改正を求める意 止と「石綿の健康被害の救済に関 縮小を図るとともに、海兵隊を含 について万全を期すこと。 実効性のある具体的な再発防止策 及び人権教育を徹底的に行うなど ◆建設技能者の石綿被害の拡大防 に見える形で、米軍人の綱紀粛正 3. 米軍基地のいっそうの整理

多くの国が1970年代に使用を %が建設資材に使われてきたこと、 業従事者に多いのに対して、日本 被害は、欧米諸国においては製造 業従事者にとって現在進行形の公 法として石綿の使用を義務づけて 築基準法などで、不燃化、耐火工 全面禁止とするなか、日本では建 これは輸入された石綿の8%~90 ていることが特徴となっている。 では建設産業従事者に多く発生し 害となっている。石綿による健康 綿(アスベスト)被害は、建設産 飛散などによる健康被害である石 建築物の改修、解体に伴う石綿

2. 沖縄県民をはじめ国民の目 きたこと、また、その危険性につ 業は、重層下請構造や多くの現場 となどに大きな原因がある。建設 いて認識していながら、建設作業 認定されないことも多々あり、製 されることにも多くの困難が伴い に従事することから、労災に認定 合の注意も喚起してこなかったこ 従事者等に知らせず、使用する場

医療機関を拡充すること。 用した健康診断が受診出来る指定 求めるものである。

こと。 及び総合的な石綿対策を講じるこ 拡充と、石綿健康管理手帳の周知 3.

のばく露対策を徹底すること。 建設現場従事者と近隣住民

補

## 議会改革の推進について

近年の地方分権の進展に伴い、

ないのが実態となっている。年々 被害者拡大を根絶する対策を強く 遺族が生活出来る救済の実施と、 材製造企業に一刻も早く被害者と 被害者が増え続けるいま、国と建 の上乗せ補償も、建設従事者には 造業では支給されている企業独自

1. 「石綿健康管理手帳」を利

早期に労働災害の認定が受けられ また、認定基準の緩和を検討する るように、専門医を増やすこと。 2. 石綿による疾病に対して、 労働災害補償制度の更なる

こと。 償が受けられるよう抜本改正する 関する法律」を、充分な救済、 「石綿の健康被害の救済に

> 執行機関の監視を行う機能を担っ つ、団体意思の決定を行う機能と、 議会は、多様な民意を反映しつ

各市町村議会において、議会の活 の更なる充実・強化が求められて 囲が拡大するなど、地方公共団体 後も更に増大し、条例により自主 地方公共団体の処理する事務は今 います。これらのことを踏まえ、 議会の担う団体意思の決定機能等 の責任領域が拡大し、これにより 的に定めることのできる事務の節

究を重ねてきましたので、これま 活性化のため、議会基本条例等調 られています。本市議会において する等の取り組みが自主的に進め や、議員の政治倫理に関する規律 民参加等を規定した議会基本条例 動理念と共に、審議の活性化や住 での取組状況等について報告しま も、更なる議会改革と議会活動の **査特別委員会を設置し、調査・研** を定めた議員政治倫理条例を制定

## 議会基本条例について

において制定、または制定に向 あることと認識し、多くの議会 条例を制定することは、公正・ 透明な議会運営のために意義の し、議会運営の基本原則に係る 議会や議員の在り方を明確に

> 次の項目について定めることと 回の特別委員会を開催してきま けた検討がされています。 した。これまでの検討により、 委員会を設置し、これまで、31 6月に議会基本条例等調査特別 し、条例制定作業を進めていま 本議会においても、平成22年

議会及び議員の活動原則

議会と行政の関係

市民と議会の関係

議員間の自由討議

## 2 議員政治倫理条例について

す。これまでの検討により、次 を目的として、多くの市町村議 的な市政の発展に寄与すること 項を定めることにより、市民に 理に関する規律の基本となる事 条例制定作業を進めています。 の項目について定めることとし、 おいて調査・研究を進めていま 会基本条例等調査特別委員会に 化に向けた検討がされています。 会において条例化、または条例 信頼される公正で開かれた民主 託に応えるため、議員の政治倫 治倫理条例の制定に向けて、議 本市議会においても、議員政 市議会議員が市民の厳粛な付

議員の責務

審査会の設置